

## 舞鶴共済病院 薬剤師養成奨学金貸付の概要

### 【目的】

舞鶴共済病院薬剤師養成奨学金（以下「奨学金」）を貸し付けることによって、薬剤師の養成を図ることを目的とする。

### 【奨学生の資格】

奨学金の貸付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならぬ。

- (1) 学校教育法第87条第2項（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、薬学の正規の課程に在籍している者であること。
- (2) 成績が優れ、性行が正しく、かつ、心身が健全であること。
- (3) 薬剤師の資格を取得し、大学を卒業した後、舞鶴共済病院に薬剤師として勤務する意思を有すること。

### 【奨学金の申請】

奨学金の貸付を受けようとする者は、病院長に申請するものとする。

### 【奨学金の額等】

奨学金の額は、月額50,000円を無利子で貸し付けるものとする。

### 【貸付期間】

奨学金の貸付期間は2年間を限度とする。

### 【奨学金の貸付方法】

奨学金は、原則貸付を決定した年度の4月から大学の卒業の月まで、毎月ごとに貸し付けるものとする。ただし、年度途中の場合は、決定した翌月から貸付ができるとする。

### 【奨学金の停止又は廃止】

奨学生が、奨学金の貸付の目的を達成する見込みがないと認められる時は、奨学金の貸付を停止し、又は廃止するものとする。

### 【奨学金の返還】

奨学金は、その大学の卒業後満1か年を経過する日の属する月の翌月から貸付を受けた月数の3倍に相当する期間中に、その金額を月賦、半年賦又は年賦で返還しなければならない。

### 【返還の免除】

病院長は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還に係る債務を免除するものとする。

- (1) 奨学金の貸付を受けた期間の1.5倍に相当する期間を、薬剤師として当院に勤務したとき。
- (2) 死亡したとき。その他、心身の故障その他特別の事情により、貸付を受けた奨学金の返還することができないと病院長が認めるときは、奨学金の返還に係る債務の全部又は一部を免除するものとする。

以上 平成26年5月1日